

聖籠町 入園に関するQ&A

1 申し込みについて	
Q1	翌年度4月以降の入園申込ができるのはいつですか？
A1	例年、10月に1次募集を行います。その際は、広報せいろう及び町ホームページでお知らせいたします。なお、入園希望日については、4月～10月の各月初日を選択できます。
Q2	10月の入園募集では申込をしましたが、その場合入園申込はいつできますか？
A2	施設の定員に空きがある場合のみ募集しています(2次募集・随時募集)。 各園の空き状況は町ホームページで公開しており、毎月初旬ごろに空き状況を更新しております。施設の空きがある場合、入所希望月の2ヶ月前に入園申込ができます。
Q3	申込みをすれば第一希望の園に必ず入園できますか？早く申し込んだ方が希望が叶いますか？
A3	第一希望の園に入園できないこともあります。申込人数が募集人数を超えた場合は、入園の手引きに記載している入所選考基準に基づき選考を行います。(2号、3号認定で入園を希望した場合) 申込の先着順で選考はしておりません。
Q4	希望園は複数書いた方がいいですか？
A4	複数の希望園を検討していただく方が、いずれかの園に入園できる可能性が高まります。 施設にこだわらず、お子さんが入所することを優先したい場合には複数書いてください。
Q5	現在求職中ですが、入園申込はできますか？
A5	求職活動による申込は、10月の一次募集では4月1日入所に限り受け付けております。それ以外の入所時期を希望の方は随時募集で申請してください。 また、「求職活動中」という理由で保育認定を受けた場合、入所承諾期間は3ヶ月となります。期間内に就労を開始し、「就労証明書」を在籍する園に提出してください。提出していただけない場合、退所していただくこともあります。
Q6	まだ生まれていない子どもの入園申込はできますか？
A6	出生前であっても申し込いただけます。ただし、入園日時点でお子さんが生後2ヶ月を経過していることが入所条件となります。
Q7	4月入所と年度途中入所はどちらが入りやすいですか？
A7	1次募集で申請した場合には、入所希望時期による優先順位は無く、入所選考基準に基づき審査いたします。 2次募集や随時募集については、施設の空き状況等によりご希望の園に入れない場合があります。
Q8	きょうだいのいる園に必ず入所させることはできますか？
A8	入所選考基準において、きょうだいのいる園を希望した場合に加点項目が設けられております。しかしながら、必ずしも他の申請者より点数が高くなるわけではないため、ご希望の園に入れない場合があります。

Q9	お住まいの小学校区以外に所在する園を希望してもよいですか？
A9	各園の教育・保育サービスを考慮し、どの園をご希望いただいても結構です。ただし、希望人数が多く定員を超えてしまう場合には、ご希望の園の入れない場合があります。
Q10	聖籠町に住んでいなくても入園申込はできますか？
A10	入園日時時点で聖籠町に住民票を有するという条件で申込を受付します。入園日になっても聖籠町に住所を有さなかった場合、入園取消となりますのでご注意ください。
2 保育を必要とする証明書について	
Q11	1号認定(保育を必要としない場合)を希望する場合でも保育を必要とする証明書(就労証明書等)の提出は必要ですか？
A11	不要です。
Q12	夫(妻)が単身赴任しています。就労証明書の提出や「①世帯の状況欄」の記載はどうすればいいですか？
A12	単身赴任している保護者を含めて世帯の状況欄に記入し、余白部分に「〇〇市に単身赴任中」などと記入してください。また、単身赴任中であっても就労証明書の提出が必要です。
Q13	申し込み時の勤務先から入園時には転職する予定です。就労証明書と求職活動の申立書のどちらを提出すればいいですか？
A13	原則、入園日時点における就労状況(見込み)で申請してください。 ご相談のケースの場合、現在就労しており、転職後においても同程度の就労時間が見込まれる場合、現在の勤務先の就労証明書を提出してください。(すでに内定を受けている場合は、内定先の就労証明書もしくは内定通知等を提出してください。) 入園後、保護者の就労状況が申込時点と変わっている場合は、その時点で保育の利用が必要な事由を証する書類(求職活動の申立書や、新たな就職先の就労証明書等)を園に提出してください。
Q14	児童の叔父(叔母)が同居しているのですが、世帯状況への記載は必要ですか？
A14	世帯の状況欄には、児童と同居するすべてのご家族を記入してください。 ただし、保育の必要性を証明する必要があるのは、父母等の保護者及び同居している60歳未満の直系親族(祖父母等)のみです。それ以外の方は就労証明書等の添付書類は不要となります。
Q15	きょうだいで申請を行う場合、就労証明書等は申請することの人数分必要ですか？
A15	必ずしも人数分は必要ありません。コピーしていただき、それぞれのお子さんの申請書に添付するか、添付を省略する児童の申込書に添付書類省略の理由を記入してください。 (記入例: 父母の就労証明書は〇〇園△△(児童氏名)の申請書に添付済み) なお、きょうだいの入園申請や現況届、児童クラブの申請手続き等、他の手続きでもご用意いただいた就労証明書等が使える場合がありますので、コピーをとっておくことをおすすめいたします。
Q16	同居の祖父母の就労証明書等も必要ですか？
A16	60歳未満(入所時点)の同居している直系親族(祖父母等)については、保育の必要性を証する書類(就労証明書等)の提出が必要です。60歳以上の祖父母の方は、提出の必要はありません。

3 保育料について	
Q17	入所する施設によって保育料の金額は違いますか？
A17	入所先による保育料の違いありません。 また、3歳児クラス以上の保育料は全国一律の制度として無料です。(延長保育料は除く)
Q18	保育料はどのように決まるのですか？
A18	保護者の市町村民税額の合算額を基に算定します。4月から8月までの保育料は前年度の、9月から翌年3月までの保育料は当該年度の市町村民税額を基に算定します。
Q19	祖父母と同居していますが、保育料に関係ありますか？
A19	祖父母が「家計の主宰者」と判断される場合は、保育料に影響があります。その場合、祖父母の市町村民税所得割額も合算した上で保育料が決定されます。
Q20	「家計の主宰者」と判断されるのは、どのような場合ですか？
A20	一例として、父母に生計維持能力が無く、祖父母等の収入によって子が養育されていると客観的に判断できる場合が該当します。
Q21	離婚や結婚をした場合、保育料に変更はありますか？
A21	子の保護者となるものの市町村民税額に基づき保育料を再算定するため、額が変更になる場合があります。
4 その他	
Q22	1号認定を受けた場合、預かり保育(教育時間外の保育)を利用することは可能ですか？
A22	1号認定のお子さんでも預かり保育を利用することができます。 また、保護者の就労等により保育の必要性が認められる場合、預かり保育料等の無償化制度があります。無償化制度を利用するには町の認定を受ける必要がありますので、詳しくは園または子ども教育課へお問合せください。
Q23	保育の必要量とはなんですか？
A23	保育を必要とする事由や家庭の状況、月あたりの労働時間等に応じて、町が「保育の必要量」の認定を行います。認定区分により園の保育利用時間や保育料、延長保育対象時間が異なります。 「保育標準時間」： 保育時間 7:00～18:00 延長時間 18:00～19:00 「保育短時間」： 保育時間 8:00～16:00 延長時間 7:00～ 8:00、16:00～19:00
Q24	入園内定のあとで入園先を変更することはできますか？
A24	内定が決まったあとで入園を辞退した場合、入園許可は取消となります。 2次募集や随時募集で新たに申込が必要となり、施設の空き状況等によりご希望の園に入れない場合もありますのでご注意ください。

お問合せ先:聖籠町役場 子ども教育課 子ども・子育て支援係 27-2111(内線309)